

「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」（素案） に対する意見の募集の実施結果について

1 意見の募集期間

令和2年12月15日（火）から令和3年1月14日（木）まで

2 意見の件数

2人 24件

3 意見の内容と県の考え方

（1）施策の総合的な推進に関すること

NO.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「○ 山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援」については、就業支援の中心的な機関であるハローワーク等との緊密な連携をとりながら、センターとしても取り組んでいくという方が、現実的な表現と考える。	「山口県母子家庭等就業・自立支援センター」における就業支援については、母子家庭等が抱える様々な課題対応を含め、センターとしての事業内容を記載しています。 「山口県母子家庭等就業・自立支援センター」の取組と国の施策の内容を分かりやすくするため、別項目としています。
2	「○ 山口県母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援」の一つ目の「・」の後に、「(3) 国の施策と連携強化」を記載し、センターと国の支援内容を一体的に表記することで、緊密な連携感を表す。	
3	ひとり親家庭等への就業・自立支援体制図が「母子家庭等就業・自立支援センター」中心となっており、実態に即していないため、体制図の中の下部の「労働・福祉関係機関」の具体的な名称や支援内容を明示する。	「ひとり親家庭等への就業・自立支援体制図」に、「労働・福祉関係機関」の具体的な名称や支援内容等を追加します。
4	「○ 職業訓練の実施」の本文中の「職業訓練の募集」は、「職業訓練受講者の募集」に修正する。	御意見のとおり修正します。
5	「○ 技能習得資金等の貸付」の表題の「貸付」に送り仮名を付ける。	表題の「貸付」には送り仮名を付けませんが、本文中の「貸付」については、「貸付け」に修正します。
6	「○ 高等職業訓練促進資金の貸付」の表題及び本文中の「貸付」に送り仮名を付ける。	

(2) パブリック・コメントの実施方法等に関すること

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計19案件実施(1/3時点)、資料数十ページにもなる案件も含むの中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
8	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願う。</p>	
9	<p>前述、当案件当時期パブリックコメント/意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
10	<p>「年末年始含む期間にパブリックコメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	
11	<p>同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願う。</p>	

12	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
13	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
14	前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリックコメント/意見募集でも指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。	
15	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリックコメント/県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。	
16	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1ヶ月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期間延長を求める。	
17	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	
18	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月26日の山口新聞及び中国新聞「山口県からのお知らせ（山口県広報）」）により、広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。
19	今回の意見募集期間重複19件では、新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下4-5段広告）に掲載案件・未掲載案件（別途小広告記載）に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。	

20	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。	
21	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。	
22	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	
23	パブリック・コメント／県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。	<p>県広報誌は年4回の発行となっております。原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
24	資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	<p>本計画は、学識経験者、福祉・教育・就労関係者、支援者及び行政機関で構成する「山口県子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会」や「山口県子育て文化審議会」を通じ、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きするとともに、山口県社会福祉審議会委員や県内全市町のひとり親家庭等福祉担当課に対する意見照会を実施し、いただいたご意見を最終案に反映させています。</p>